

吹田市中核市移行推進本部の設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中核市移行推進本部の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(中核市移行推進本部)

第2条 本市の中核市への移行を総合的かつ計画的に推進するため、中核市移行推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の所掌事務)

第3条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中核市への移行の推進に係る重要な方針及び施策の決定に関すること。
- (2) 中核市への移行の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中核市への移行の推進に係る重要な事項について審議すること。

(本部の構成等)

第4条 本部は、中核市移行推進本部長、中核市移行推進副本部長及び中核市移行推進本部員をもって構成する。

- 2 本部の長は、中核市移行推進本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 本部に、中核市移行推進副本部長（以下「副本部長」という。）2人を置き、両副市長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 本部に、中核市移行推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- 7 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 行政経営部長
- (5) 中核市移行準備を担当する理事
- (6) 税務部長
- (7) 市民部長
- (8) 人権政策を担当する理事
- (9) 都市魅力部長
- (10) 児童部長
- (11) 福祉部長
- (12) 福祉指導監査を担当する理事

- (13) 健康医療部長
- (14) 健康医療審議監
- (15) 環境部長
- (16) 都市計画部長
- (17) 土木部長
- (18) 下水道部長
- (19) 消防長
- (20) 教育委員会事務局学校教育部長
- (21) 教育委員会事務局教育監
- (22) 教育委員会事務局地域教育部長

8 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

9 本部は、必要に応じ、本部の構成員以外の者に会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は、行政経営部中核市移行準備室において処理する。

(中核市移行推進本部幹事会)

第6条 本部の所掌事務の遂行を補佐するため、本部に中核市移行推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本部と部会の連携及び情報の共有のための連絡調整に関すること。
- (2) 各部会の相互の連携及び情報の共有のための連絡調整に関すること。

(幹事会の構成等)

第7条 幹事会は、座長、副座長及び会議委員をもって構成する。

2 座長は、行政経営部を担当する副市長をもって充てる。

3 座長は、本部長の命を受け、幹事会の事務を掌理し、必要に応じて、連絡調整の状況等を本部に報告する。

4 副座長は、行政経営部を担当しない副市長をもって充てる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 会議委員は、第10条に規定する部会長及び副部会長並びに次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 行政経営部長
- (3) 中核市移行準備を担当する理事
- (4) 人権政策を担当する理事
- (5) 児童部長
- (6) 福祉部長
- (7) 福祉指導監査を担当する理事

- (8) 健康医療部長
- (9) 健康医療審議監
- (10) 環境部長
- (11) 都市計画部長
- (12) 教育委員会事務局学校教育部長
- (13) 教育委員会事務局地域教育部長
- (14) 総務部法制室長
- (15) 総務部人事室長
- (16) 行政経営部企画財政室長
- (17) 行政経営部中核市移行準備室長

7 幹事会の会議については、第4条第8項及び第9項の規定を準用する。

(幹事会の庶務)

第8条 幹事会の庶務は、行政経営部中核市移行準備室において処理する。

(中核市移行推進部会)

第9条 本部の所掌事務の遂行に資するため、本部に中核市移行推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 保健衛生・保健所設置検討部会
- (2) 文教部会
- (3) 福祉・児童部会
- (4) 環境・都市計画部会

2 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府からの事務の移譲について、分野ごとに、調査し、検討すること。
- (2) 中核市への移行に係る分野ごとの課題について、調査し、検討すること。
- (3) 大阪府との連絡調整に関すること。

(部会の構成等)

第10条 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって構成する。

2 部会長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健衛生・保健所設置検討部会 健康医療部保健所設置準備室長
- (2) 文教部会 教育委員会事務局学校教育部教育センター所長
- (3) 福祉・児童部会 福祉部福祉指導監査室長
- (4) 環境・都市計画部会 環境部環境政策室長

3 部会長は、本部長の命を受け、当該部会の事務を掌理し、必要に応じて、調査等の状況及び結果を本部又は幹事会に報告する。

4 副部会長は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健衛生・保健所設置検討部会 健康医療部保健センター所長
- (2) 文教部会 教育委員会事務局地域教育部文化財保護課長
- (3) 福祉・児童部会 児童部子育て給付課長
- (4) 環境・都市計画部会 都市計画部都市計画室長

- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 保健衛生・保健所設置検討部会 総務部危機管理室長、健康医療部地域医療推進室長、健康医療部北大阪健康医療都市推進室長、環境部地域環境課長、環境部環境保全課長
 - (2) 文教部会 教育委員会事務局学校教育部教育総務室長、教育委員会事務局学校教育部教育政策室長及び教育委員会事務局地域教育部青少年室長
 - (3) 福祉・児童部会 児童部子育て支援課長、児童部家庭児童相談課長、児童部保育幼稚園室長、児童部こども発達支援センター長、福祉部福祉総務課長、福祉部生活福祉室長、福祉部高齢福祉室長及び福祉部障がい福祉室長
 - (4) 環境・都市計画部会 環境部地域環境課長、環境部環境保全課長、環境部事業課長、都市計画部計画調整室長、都市計画部開発審査室長及び都市計画部住宅政策室長
- 7 部会の会議については、第4条第8項及び第9項の規定を準用する。
- (部会の庶務)

第11条 部会の庶務は、次の部署において処理する。

- (1) 保健衛生・保健所設置検討部会 健康医療部保健所設置準備室
 - (2) 文教部会 行政経営部中核市移行準備室
 - (3) 福祉・児童部会 行政経営部中核市移行準備室
 - (4) 環境・都市計画部会 行政経営部中核市移行準備室
- (委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、中核市移行推進本部等の設置に関し必要な事項は、中核市移行準備を担当する理事が定める。

附 則

この要領は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年１０月２９日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年８月５日から施行する。